

決議案第 1 号

東浦町景観条例及び東浦町景観規則に係る事務検査に関する決議
地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、東浦町長に対し、下記のとおり東浦町景観条例及び東浦町景観規則に係る事務について、報告を請求して検査するものとする。

令和元年 12 月 4 日提出

提出者 東浦町議会議員 山下 享司
賛成者 東浦町議会議員 長屋 知里
賛成者 東浦町議会議員 向山 恭憲

記

1 報告の請求をする事務

東浦町景観条例及び東浦町景観規則に基づき町長が受領及び交付した以下の書類のうち、平成 29 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに受領及び交付した書類。

- (1) 東浦町景観規則第 3 条の規定による事前協議書及び添付図書
- (2) 東浦町景観規則第 4 条の規定による景観計画区域内における行為届出書及び添付図書
- (3) 東浦町景観規則第 5 条の規定による届出行為の適合通知書
- (4) 東浦町景観規則第 6 条の規定による景観計画区域内における届出行為完了届出書
- (5) 東浦町景観規則第 7 条の規定による助言・指導・勧告書
- (6) 東浦町景観規則第 8 条の規定による変更等措置・原状回復等命令書

2 検査の期間

令和元年 12 月 11 日（水）

3 検査の方法

経済建設委員会に付託して行う

提案理由

東浦町景観条例及び東浦町景観規則の規定により、当該対象者が町長に提出した事前協議書に対し、どのような助言、指導及び勧告を行い、景観計画区域内における行為届出書の提出に至ったかの内容を確認するため。